

議会改革検討会議中間報告書

令和5年12月15日

神奈川県議会 議会改革検討会議

当会議において次の事項について検討した結果を、次のとおり報告する。

【検討事項】

議会のデジタル化について

1 趣旨

令和5年2月7日に、総務省から条例や会議規則等の整備といった、所要の手続を講じた上で、オンラインによる常任委員会などへの出席を可能とする通知が発出された。また、令和5年4月26日に、地方自治法が改正され、議会に係る手続のオンライン化が可能となった。

こうしたことを踏まえ、本県議会における議会のデジタル化に係る検討について、令和5年6月27日の団長会において、議長から当会議に依頼があり、検討を行った。

2 検討経過

検討を効率的に進めるため、次のとおり、項目ごとに関わりの深い会議体で検討を進めていくこととした。

| 会議体 | 主な検討項目 |
|----------|--|
| 議会運営委員会 | 委員会へのオンライン出席の要件の検討 (災害時、育児・介護等) |
| | 委員会へのオンライン出席に係る手続等の検討 (委員会招集の通知、出席手続の特例等) |
| | オンライン化が可能となった手続に係る検討 (請願書及び陳情書に係る手続に限る。) |
| 政務活動費連絡会 | オンライン化が可能となった手続に係る検討 (政務活動費に係る手続に限る。) |
| 議会改革検討会議 | 円滑なオンライン会議の実施に向けた情報機器や通信環境等の整備に向けた検討 |
| | オンライン化が可能となった手続(※)に係る検討 (請願書、陳情書及び政務活動費に係る手続を除く。) |
| | 誰一人取り残されない、やさしいデジタル化の実現に向けた方策の検討 (音声認識システムなど、議員や傍聴者が議会に参画しやすくする方策の検討) |

※主な手続：意見書の提出、議案の提出、欠席議員に対する招状の発出など

3 検討結果

当会議で、検討を進めることとした項目について、次のとおり結論に至った。

(1) オンライン化が可能となった手続に係る検討

ア 検討にあたっての基本的な考え方

議会に係る手続については、従前の書面による手続の併存も考慮した上で、オンライン化する方向で検討を行うこととした。

イ オンライン化の方針

議会に係る各手続について、「議長と県民等間に係る手続」、「議長と行政機関(国等)間に係る手続」、「議長と知事等(執行機関)間に係る手続」及び「議長と議員間に係る手続」に区分し、現在、本県(本県議会)において利用できる方法(e-kanagawa、庁内メール、文書管理システム、議会クラウド)や、全国都道府県議会議長会が総務省及びデジタル庁と利用に向けて協議中の方法(マイナポータル)等を活用したオンライン化の実施に向けた検討を行い、別紙のとおりオンライン化の方針をまとめた。

なお、検討する中で、各会派から次の意見が挙げられた。

- ・知事から議会に提出される議案等について、オンライン化を進める方針とするが、オンラインで配布する場合は、PCの画面上でも見やすい工夫を施すこととし、オンラインで配布する場合でも、紙での配布を希望する議員には、個別に対応すること
- ・議員が連名で議長に提出する議案等について、オンライン化を進める方針とするが、連名での署名に代わる、複数名の本人確認の方法については整理をすること
- ・辞表の提出について、議員の身分に係る手続であり、重要性に鑑みて、従前どおり書面による提出とすること

(2) 誰一人取り残されない、やさしいデジタル化の実現に向けた方策の検討

ア 現状

聴覚障害などにより音声聞き取りにくい傍聴者の利便性向上のため、本会議において令和2年度から、音声文字化システムを利用し、議場内のマイクを通して収録した音声を文字データに変換し、傍聴席に設置する大型ディスプレイに表示しており、また、聴覚障害のある議員には、本会議及び委員会においてタブレット端末を貸与し、同様に文字データを表示している。

イ 課題

現在利用している音声文字化システムの課題として、傍聴者アンケートや、利用している議員からの意見として「誤変換が多い」という課題が挙げられている。

ウ 対応方針

誤変換の多さの一因として、マイクの收音性能の低さがあることから、令和5年12月末の中継機器の更新に併せて、委員会会議室のマイクを收音性能の高いマイクに更新する。

また、ソフトウェアとしての音声文字化システムについて、当事者団体及び他都道府県議会への利用状況等の調査結果を踏まえ、本県議会で所有している端末で利用でき、専門用語の単語登録で精度の向上を図ることができる「UDトーク」及び「YYProbe」について、令和6年第1回定例会中に試行した上で、費用面等も考慮しながら、より適切なソフトウェアの導入に向けて検討することとした。

4 今後の対応

(1) オンライン化の導入に向けた例規の整備

当会議における検討結果をもとに、令和6年第1回定例会中の提案に向けて会議規則など必要な例規の整備を行う。

(2) オンライン化環境の整備

- ・ オンライン化するとした手続について、利用する電子情報処理組織（e-kanagawaの利用等）の整理を進める。
- ・ 議案等をオンラインで配布する場合のPCの画面上でも見やすい工夫について、執行機関と調整を進める。
- ・ 連名で議長に提出する議案等について、電子署名の方法を含め、複数名の本人確認の方法について整理を進める。
- ・ 議会運営委員会で検討されている、オンライン委員会に係る検討結果を踏まえ、オンライン会議の実施に向けた環境整備について検討を進める。

(3) より適切な音声文字化システムの検討

令和6年第1回定例会中の試行結果を踏まえ、より適切な音声文字化ソフトウェアを整備する。

(1) 議長と県民等間に係る手続

別紙

| 書面等の名称又は書面等を前提とする手続 | 根拠条文 | オンライン化の可否 | 備考 |
|------------------------------|--|-----------|---|
| 公述人になろうとする者の申出書 | 会議規則第101条第1項 | ○ | |
| 公述人を定めた通知 | 会議規則第101条第3項 | ○ | |
| 参考人への通知 | 会議規則第105条の2第2項 | ○ | |
| 保有個人情報開示請求書等 | 神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条、第28条、第32条、第40条 | △ | 執行機関に同様の手続があり、議会と手続に差異があることによる混乱を避けるため、執行機関とオンライン化の可否や時期、方法等の調整が必要となることから、現時点では保留とする。 |
| 保有個人情報開示決定通知書等 | 神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24～26条、第35～37条、第43～45条、第47条 | △ | |
| 保有個人情報開示請求に係る意見書提出機会付与通知書等 | 神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第27条 | △ | |
| 傍聴券 | 神奈川県議会傍聴規則第5条、団長会傍聴取扱要領5、議会改革検討会議要綱第10条第2項、神奈川県議会委員会傍聴規程第5条、予算委員会傍聴取扱要領4、5 | × | 傍聴者が議会に直接来て傍聴する際に行う手続であり、オンライン化は不要 |
| 神奈川県議会の議員の資産等の公開に関する報告書閲覧請求書 | 政治倫理の確立のための神奈川県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程第9条第3項及び第7項の規定に基づく報告書の閲覧に関する要綱第4条 | × | 閲覧者が議会に直接来て閲覧する際に行う手続であり、オンライン化は不要 |
| 行政文書公開請求書等 | 神奈川県情報公開条例施行規程第3条、第11条、第12条 | ○ | |
| 行政文書公開決定通知書等 | 神奈川県情報公開条例施行規程第4～6条、第12条、第13条 | ○ | |
| 意見書提出機会付与通知書等 | 神奈川県情報公開条例施行規程第7条 | ○ | |

(2) 議長と行政機関(国等)間に係る手続

| 書面等の名称又は書面等を前提とする手続 | 根拠条文 | オンライン化の可否 | 備考 |
|---------------------|-----------|-----------|---|
| 意見書 | 地方自治法第99条 | ○ | 国会及び関係省庁に対しての意見書について、オンライン提出が可能となるよう協議・調整中であり、方法が整理され次第オンライン化を図る。 |

(3) 議長と知事等（執行機関）間に係る手続

| 書面等の名称又は書面等を前提とする手続 | 根拠条文 | オンライン化の可否 | 備考 |
|--------------------------------------|----------------------|-----------|---|
| 予算又は事務に関する説明書の提出 | 地方自治法第122条 | ○ | ・オンラインで配布する場合は、PCの画面上でも見やすい工夫を施すこと ・紙での配布を希望する議員には、個別に対応すること |
| 議案の提出 | 地方自治法第149条第1項 | ○ | ・オンラインで配布する場合は、PCの画面上でも見やすい工夫を施すこと ・紙での配布を希望する議員には、個別に対応すること |
| 監査委員報告書の提出 | 地方自治法第150条第6項 | ○ | |
| 予算に関する説明書の提出 | 地方自治法第211条第2項 | ○ | ・オンラインで配布する場合は、PCの画面上でも見やすい工夫を施すこと ・紙での配布を希望する議員には、個別に対応すること |
| 決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類等の提出 | 地方自治法第233条第5項 | ○ | ・オンラインで配布する場合は、PCの画面上でも見やすい工夫を施すこと ・紙での配布を希望する議員には、個別に対応すること |
| 基金の運用状況を示す書類の提出 | 地方自治法第241条第5項 | ○ | |
| 第221条第3項の法人の経営状況、信託契約の信託状況を説明する書類の提出 | 地方自治法第243条の3第2項及び第3項 | ○ | |
| 会期決定通知 | 会議規則第3条第2項 | ○ | |
| 議案説明者通知 | 会議規則第11条第1項 | ○ | |
| 議案説明者出席要求 | 会議規則第11条第2項 | ○ | |
| 質問趣意書執行機関送付 | 会議規則第83条第3項 | ○ | |
| 質問趣意書答弁書 | 会議規則第83条第4項 | ○ | |

(4) 議長と議員間に係る手続

| 書面等の名称又は書面等を前提とする手続 | 根拠条文 | オンライン化の可否 | 備考 |
|---|--|-----------|---|
| 議案の提出 | 地方自治法第109条第6項及び第7項 | ○ | |
| 議案の提出 | 地方自治法第112条第1項及び第3項 | ○ | オンラインでの提出に当たっては、連名での署名に代わる、複数名の本人確認の方法については整理をした上で実施すること |
| 欠席議員に対する招状の発出 | 地方自治法第137条 | ○ | |
| 欠席届 | 会議規則第10条第1項 | ○ | |
| 議事日程 | 会議規則第23条第1項 | ○ | |
| 条例案、決議案、意見書案の提出書、議案の配付 | 会議規則第12条第1項及び第2項 | ○ | オンラインでの提出に当たっては、連名での署名に代わる、複数名の本人確認の方法については整理をした上で実施すること |
| 議案の修正案の提出、配付 | 会議規則第42条第1項及び第2項 | ○ | オンラインでの提出に当たっては、連名での署名に代わる、複数名の本人確認の方法については整理をした上で実施すること |
| 発言通告書 討論 予算委員会質疑通告書 | 会議規則第54条第1項 会議規則第54条第1項及び第2項 予算委員会運営要領第5 | ○ | |
| 質問趣意書 | 会議規則第83条第2項 | ○ | |
| 委員会審査結果報告書 | 会議規則第97条第1項 | ○ | |
| 辞表 | 会議規則第114条 | × | 議員の身分に係る手続であり、重要性に鑑みて、従前どおり書面による提出とする。 |
| 資格決定要求書 | 会議規則第118条 | ○ | |
| 資格決定の通知 | 会議規則第123条 | ○ | |
| 資産等報告書、 資産等補充報告書、 所得等報告書、 関連会社等報告書 | 政治倫理の確立のための神奈川県議会の議員の資産等の公開に関する条例第2～4条 | △ | 国会議員の資産等報告書が書面对応を継続しているため、国会の状況を踏まえて、オンライン化の実施の可否の検討をすることとし、現時点では保留とする。 |